



4月のほけんだより



令和6年4月発行
はごろも保育園

ご入園、ご進級おめでとうございます。新年度を迎え、ひとつ大きくなった！という喜びと期待いっぱいの笑顔に出会うことができ、とても嬉しく思います。

新しい環境で疲れたり、初めて集団生活を経験する乳児は、熱を出したり、病気をもらったりします。毎朝、子どもの様子を見たり、体温を測ったりして、元気であることを確かめましょう。気になる事があれば、職員にお伝え下さい。お互いの連絡を密にし、お子様が、元気で楽しい園生活が過ごせるように、ご家庭と協力していきたいと思っておりますので宜しくお願いします。

*伝染病に感染した場合について

- ・「学校保健法」で定められている伝染病に感染した場合は、ほかの子にうつさないためだけでなく、感染した子ども自身がほかの病気を併発しないためにも、決められた期間は休まなければなりません（下記表参照）。
完治し登園する際は、「**登園許可証明書**」の提出をお願いします。病院を受診し、登園してもいいという許可がおりましたら園に備えてあります「**登園許可証明書**」に**保護者が記入**し提出して下さい（病院からの証明書は不要）。
インフルエンザと診断された場合は、特に変わったことがなければ、再度、病院受診せずに園に備えてあります「**インフルエンザ登園許可願**」に体温等を**保護者が記入**し提出して下さい（医師からの証明書は不要）。
新型コロナウイルス感染症が5類へ移行となりました。登園の際は、園に備えてあります「**新型コロナウイルス登園許可願**」に体温等を**保護者が記入**し提出して下さい（医師からの証明書は不要）。
- ・園で流行っている病気がある場合は、掲示板に掲示します。

● 登園してはいけない病気 ●

法定伝染病（コレラ、赤痢、日本脳炎など）以外にも他の園児に伝染する恐れがあるために、学校保健法により、登園を停止させる病気があります。下記の停止期間は、原則的な基準であり、症状によって異なります。治療後の登園については、医師と相談して下さい。

病名	登園停止の期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで。
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
百日ぜき	特有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療がおわるまで。
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
急性灰白髄炎（ポリオ）	急性期の主要症状が消退するまで。
ウイルス性肝炎	主要症状が消退するまで。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺のはれが現れた後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風疹（3日はしか）	発疹がなくなるまで。
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで。
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで。
他 伝染性眼疾患	完全になおるまで。

下記の病気の場合も、**登園許可証明書(保護者記入)**の提出をお願いします。

病名	登園のめやす
アデノウイルス感染症（咽頭炎、扁桃炎等）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
溶連菌感染症	抗菌薬内服開始後24～48時間経過していること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化してから